

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2025年3月27日現在	
～2025年3月26日	2025年3月27日～
▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日 第1章 総則 （外国における取扱い） 第5条の2 Universal Oneサービスの取扱いについては、外国の関連法令その他の規制及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。この場合、Universal One契約者はその制限に従っていただきます。 第3章 契約 （その他の提供条件） 第25条の21 （略） 2 当社は、外国の法令又はサービス提供事業者の要請等に基づき、Universal One契約者又は使用者（Universal One契約者が指定した国際V P Nサービスの使用者をいいます。以下同じとします。）から当社の指定する書面を提出していただくことがあります。	▲Universal Oneサービス契約約款（第1編） （平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日 第1章 総則 （外国における取扱い） 第5条の2 Universal Oneサービスの取扱いについては、外国の関連法令その他の規制及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。 第3章 契約 （その他の提供条件） 第25条の21 （略） 2 Universal Oneサービスの利用については、外国の関連法令その他の規制及びサービス提供事業者が定める契約条件等により制限をされることがあります。この場合、Universal One契約者はその制限に従っていただきます。 3 Universal One契約者又は使用者（Universal One契約者が指定した国際V P Nサービスの使用者をいいます。以下同じとします。）は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令に基づく請求元機関からの要請又はサービス提供事業者の要請等（以下本条において、法令上又はサービス提供事業者の要請等といいます。）に基づき、次の事項の実施について承諾いただきます。 (1) Universal One契約者又は使用者から請求元機関、サービス提供事業者又は当社の指定する書面を請求元機関、サービス提供事業者又は当社に提出していただくこと。 (2) サービス提供事業者から当社に請求があったときは、当社がUniversal One契約者（そのサービス提供事業者に係る国際回線を利用している者に限ります。以下第4号までにおいて同じとします。）又は使用者の氏名又は名称及び住所又は居所等をそのサービス提供事業者に通知する場合があること。

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2025年3月27日現在	
～2025年3月26日	2025年3月27日～
<u>3</u> <u>2</u>に規定するほか、Universal One契約者又は使用者は、次に掲げる場合、外国の関連法令その他の規制を遵守し課税問題を惹起させないために、サービス提供事業者との間で電気通信サービスに係る個別の契約を締結していただきます。 (1)～(2) （略） <u>4</u> 当社は、国際VPNサービスに係る一部の提供条件を当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームにて定めるものとします。 <u>5</u> 当社は、Universal One契約に係る約款、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームの規定が異なる場合には、次の優先順位でその規定を適用します。 ただし、当社が明確にその優先順位を変更する場合を除きます。 (1)～(3) （略） <u>6</u> 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。	<u>(3)</u> <u>法令上又はサービス提供事業者の要請等に基づき、その要請等の範囲内で当社はUniversal One契約者又は使用者の情報を開示する場合があること。この場合、法令上許可される場合には、当社は必要に応じ速やかに法令上又はサービス提供事業者の要請等についてUniversal One契約者に通知します。同様に、Universal One契約者又は使用者は、法令上又はサービス提供事業者の要請等があった場合に、国際回線を利用している拠点に係るUniversal One契約者の情報又は使用者の情報をその請求元機関又はサービス提供事業者の開示していただくこと。</u> <u>(4)</u> <u>サービス提供事業者が以下のア又はイにおいて、第2号又は第3号に基づきサービス提供事業者の保有するUniversal One契約者の情報又は使用者の情報を開示する場合があること。</u> <u>ア 第三者（Universal One契約者が契約を締結している国際回線に係るサービス提供事業者又はその関連事業者に限ります。以下アにおいて同じとします。）から請求があった場合における、その第三者への開示</u> <u>イ 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令に基づく請求元機関からの要請による請求元機関への開示</u> <u>(5) その他法令上又はサービス提供事業者の要請等に協力していただくこと。</u> <u>4</u> <u>3に規定するほか、Universal One契約者又は使用者は、次に掲げる場合、外国の関連法令その他の規制を遵守し課税問題を惹起させないために、サービス提供事業者との間で電気通信サービスに係る個別の契約を締結していただきます。</u> (1)～(2) （略） <u>5</u> 当社は、国際VPNサービスに係る一部の提供条件を当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームにて定めるものとします。 <u>6</u> 当社は、Universal One契約に係る約款、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームの規定が異なる場合には、次の優先順位でその規定を適用します。 ただし、当社が明確にその優先順位を変更する場合を除きます。 (1)～(3) （略） <u>7</u> 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。
	<u>附 則（令和7年2月27日 C N S 1 第000400009458-01号）</u> <u>この改正規定は、令和7年3月27日から実施します。</u>